

## 熊本都市計画地区計画の決定（合志町決定）

都市計画黒石原西地区地区計画を次のように決定する。

|                 |                             |  |
|-----------------|-----------------------------|--|
| 名 称             | 黒石原西地区地区計画                  |  |
| 位 置             | 菊池郡合志町大字豊岡字笹原 2000-1499 他5筆 |  |
| 面 積             | 約0.4ha                      |  |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標                     | 本地区は黒石原台地西側の防衛庁演習場に隣接する地区で、東側は宅地で南側は現在農地であるが、今後良好な住宅地として整備が行われる予定の地区であり、良好な居住環境の形成を図ることを目標とする。 |
|                 | 土地利用の方針                     | 良好な低層住宅地としての形成に努める。  |
|                 | 地区施設の整備方針                   | 地区施設として道路及び公園を適切に配置する。   |
|                 | 建築物等の整備方針                   | 居住環境の悪化を防ぐため、敷地面積の最低限度、高さの最高限度などの設定、及び景観上、壁面の位置並びに、かき又はさくの制限を行う。                               |

|             |            |  |   |                      |         |  |  |
|-------------|------------|--|---|----------------------|---------|--|--|
| 地区施設の配置及び規模 |            | 道路   | 名 称   | 幅 員                  | 延 長     |  |  |
|             |            |  | 区画道路  | 6. 0 m               | 約 133 m |  |  |
| 公園          |            | 公 園  | 名 称   | 面 積                  |         |  |  |
|             |            |  | 黒石原<br>西地区公園  | 約 186 m <sup>2</sup> |         |  |  |
| 地区計画整備計画    | 建築物等に関する事項 | 用 途 の 制 限  | (1) 一戸建専用住宅<br>(2) 一戸建兼用住宅<br>(ただし併用部分の規模、用途は建築基準法別表第二の(い)項を摘要する。)                                    |                      |         |  |  |
|             |            | 容積率の最高限度   | 8 / 10  |                      |         |  |  |
|             |            | 建ペイ率の最高限度  | 4 / 10  |                      |         |  |  |
|             |            | 高さの最高限度  | 10 m  |                      |         |  |  |
|             |            | 最低区画面積   | 200 m <sup>2</sup>  |                      |         |  |  |
|             |            | 壁面位置の限度  | 建築物の壁もしくはこれに代わる柱又は高さ2mを越える門又はへいは、壁面線(区画道路又は隣地境界線から1m後退した線)を越えて建設してはならない。                              |                      |         |  |  |
|             |            | かき若しくはさくの構造制限                                    | (1) 道路に面する側のかき又はさくは、つぎの各号に掲げるものとする。(但し、道路境界線より0.5m以上離れたものはこの限りではない)<br>① 生垣<br>② 道路面中心からの高さが1.5m以下のさく |                      |         |  |  |
| 備 考         |            | ・建築物の意匠、形態は、周辺地域の環境・景観に調和すること。<br>・区域は、計画図表示のとおり |   |                      |         |  |  |